

# 春日校区コミュニティ協議会会則

(名称及び事務局)

第1条 本会は、春日校区コミュニティ協議会（以下本会という）と称し、事務局を春日小学校内に置く。

(目的)

第2条 本会は、構成員相互の連携を図ることにより、校区に於ける住民の連帯意識を増進し、コミュニティの推進と福祉の増進を図り、住みよい町づくりを進めることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するため、校区における住民を対象として、次に掲げる事業を行う。

- (1) 構成員相互の情報交換と連携及び広報活動に関すること。
- (2) 地域の生活環境の整備及び改善等に関すること。
- (3) 文化・スポーツ・レクリエーション等の活動に関すること。
- (4) 防犯・防災・交通対策等の広域的な取り組みに関すること。
- (5) 地域の社会福祉向上に関すること。
- (6) その他の地域コミュニティに関すること。

(構成員)

第4条 本会は、校区における自治会等の住民自治組織及び地域コミュニティ推進のために組織された各種団体及び委員をもって構成する。組織は別紙「構成団体名簿」の通りとする。

2 名簿記載者が交代となり、運営委員会に新任の報告があった場合は、これを構成員とする。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- |        |    |         |     |          |    |
|--------|----|---------|-----|----------|----|
| (1) 会長 | 1名 | (2) 副会長 | 2名  | (3) 書記   | 2名 |
| (4) 会計 | 1名 | (5) 広報  | 若干名 | (6) 会計監査 | 2名 |

(役員を選出)

第6条 役員は、構成員及び、構成員から推薦された春日校区在住者の中から運営委員会にて選出する。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は2年とし、再任は防げない。

2 欠員ができた場合は、速やかに補充し、任期は前任者の残任期間とする。

(役員の職務)

第8条 役員の任務は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 会長は、本会を総括し、その代表となり、会議を招集する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 書記は、会議等の記録を行い、庶務を担当する。
- (4) 会計は、会計事務を担当する。
- (5) 会計監査は、会計事務を監査する。

(総会)

第9条 本会の執行機関及び議決は次の通りとする。

- 2 総会は本会の最高議決機関であり、会計年度終了後2ヶ月以内に開催する。
- 3 総会は役員並びに第4条に規定する構成員によって構成し、会長が招集する。

- 4 総会の議長は、その総会に出席した構成員の中から選任する。
- 5 総会での決議事項は以下の通りとする。
  - (1) 本会の会則変更
  - (2) 役員承認
  - (3) 事業報告と決算報告の承認
  - (4) その他本会の目的達成に必要な事項

(運営委員会)

第10条 運営委員会は総会に次ぐ議決機関として、原則月1回の定例会を開催する。

- 2 運営委員会は第4条に規定する住民自治組織及び各種団体の代表者で構成し、会長が召集する。
- 3 運営委員会の議長は、会長がつとめる。
- 4 運営委員会は、次の事項を議決する。
  - (1) 本会の運営に関する事。
  - (2) 事業の実施に関する事。
  - (3) 予算及び決算に関する事。
  - (4) 会則等の制定・改廃に関する事。
- 5 運営委員会は、第3条の事業を実施するため、必要に応じて、専門部会を設置することができる。

(会議の成立と議決)

- 第11条 全ての会議は、構成員の過半数の出席で成立とする。ただし、委任状をもって出席とみなすことができる。
- 2 議決は出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(構成員及び役員義務)

- 第12条 構成員は、総会及び運営委員会で決定した事項に従うとともに、事業の実施に協力しなければならない。
- 2 役員は、会の運営及び事業の実施が円滑に行われるよう調整をはかるとともに、事務を迅速に処理しなければならない。

(経費)

- 第13条 本会の活動にかかる経費は、分担金・寄付金・市補助金及びその他の収入をもってあてる。但し、分担金については、運営委員会で決定する。

(会計年度)

- 第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。
- 2 本会の収支は、すべて予算に計上しなければならない。

(会計監査)

- 第15条 会計監査は、監査結果を運営委員会に報告し総会にて承認を得なければならない。

(その他)

- 第16条 この会則の解釈等に疑義が生じた場合は、運営委員会において決定を行う。

附則

この会則は、平成29年6月2日から施行する。

本会則は、平成29年5月14日から施行する。